

令和4年5月23日
水沢信用金庫

相続手続共通化への加入について

平素は当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫を含めた岩手県信用金庫協会の会員6信用金庫は、令和3年10月1日に取扱いを開始した岩手県に本店を置く株式会社岩手銀行（頭取 田口幸雄）、株式会社北日本銀行（頭取 石塚恭路）、株式会社東北銀行（頭取 村上尚登）の三行による相続手続共通化に新たに加わることとなりましたのでお知らせいたします。

県内6信用金庫は、今後とも顧客サービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 共通化の目的

信用金庫、銀行における相続手続は、煩雑であるうえ、信用金庫、銀行ごとに提出する書類や書式に違いがあるため、お客さまへのご負担が課題となっております。

こうしたご負担を軽減し、利便性を向上するため、岩手県信用金庫協会の会員6信用金庫は、岩手県に本店を置く地方銀行三行（岩手銀行、北日本銀行、東北銀行）の相続事務共通化に新たに加えることとしました。

2. 共通化の概要

(1) お客さまにご記入いただく書類の共通化

(2) お客さまからお預かりする書類の共通化

本件は9行庫が共同して相続手続を行うものではありません。また、一部の手続については、各行庫の取扱いが相違するものもございます。

3. 共通化加入開始日 令和4年6月1日（水）

4. 会員信用金庫

盛岡信用金庫（理事長 浅沼 晃）	宮古信用金庫（理事長 齋藤 浩司）
一関信用金庫（理事長 菅原 一由）	北上信用金庫（理事長 木村 幸男）
花巻信用金庫（理事長 漆沢 俊明）	水沢信用金庫（理事長 及川 和男）

詳細につきましては、各信用金庫にお問い合わせください。

以上